

令和元年度第7回京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：令和2年3月9日（月） 14：00～16：00

場 所：京都市役所分庁舎4階 第1・2会議室

出席委員：板倉豊委員，上田佳代委員，越後信哉委員，大久保規子委員，笠原三紀夫会長，
塩見康博委員，竹見哲也委員，建山和由委員，東野達委員（9名）

欠席委員：青野正二委員，柴田昌三委員，勝見武委員，松田法子委員，安田龍介委員
山田悦委員（6名）

傍聴者：1名

資料1 第11次京都市環境影響評価審査会委員名簿

資料2 「元京都市立植柳小学校跡地活用事業」及び「西京区総合庁舎整備事業」に係る
手続の実施状況及び今後のスケジュールについて

参考資料1 諮問書（写）

その他 元京都市立植柳小学校跡地活用事業に係る配慮書案
西京区総合庁舎整備事業に係る配慮書案

議 題 1 元京都市立植柳小学校跡地活用事業に係る配慮書案について（諮問及び審議）
2 西京区総合庁舎整備事業に係る配慮書案について（諮問及び審議）

議 事 1 開会
2 議事 以下のとおり
3 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 現在，9名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則
に基づき，本審査会が成立していることを報告する。

笠原会長 京都市から諮問を受けたいと思う。

< 諮 問 >

笠原会長 それでは，議題1「元京都市立植柳小学校跡地活用事業に係る配慮書案」の審議に
移る。まず事務局から資料について説明をお願いします。

事 務 局 < **資料2**に基づき説明 >

笠原会長 続いて，安田不動産株式会社（以下「事業者A」という。）には，事業概要及び配慮
書案についての説明をお願いします。

事 業 者 A < 配慮書案に基づき説明 >

- 大久保委員 配慮書手続の実施時期はいつに設定されているのか。プロポーザルによる事業者の選定時や、協議段階で配慮書案を出してもらうのが妥当ではないか。
- 事務局 建築物について、手続実施時期の明確な規定はないが、まちづくりや景観等の他の手続と並行して検討される場合もあり得る。ただし、その場合であっても環境配慮書に基づく配慮がなされたうえで実施されていくこととなると考える。
- 大久保委員 デザインや構造が固まる前に環境配慮手続を実施した方が手続の目的に合っている。どのタイミングで手続を実施するのがベストか、今後の手続の課題として検討した方がよい。
- 事務局 参考にする。
- 塩見委員 観光バス等の大型バスは西洞院通沿いに停車するのか。通行の妨げやアイドリング等による周辺の影響も考えられるが。
- 事業者 A 西洞院通の渋滞の影響もあるため、車寄せに待機できるような設計で計画している。
- 塩見委員 大型バス 2 台程度停車しても問題ないのか。
- 事業者 A 2 台停車しても並行して車が通り抜けられるように検討しているが、駐車場所については、注意しながら計画を進めていく。
- 建山委員 地域連合会は今回の事業に納得しているのか。
- 事業者 A 現在、京都市、地域連合会及び当社の 3 者で、半年間、計 11 回の協議会を経ている。配置計画を含め、全会一致の議決も得ており、理解いただいている認識である。
- 建山委員 自治会館や屋内運動場はホテルと分かれているのか。その場合、地域の方は北側から入ることになるのか。
- 事業者 A 独立して利用いただける形が良いと、協議させていただいている。
- 竹見委員 周囲は住宅が密集しているが、日照の影響は検討しなくてもよいのか。
- 事業者 A 北側の高さを下げて住宅に影響がないよう配慮している。今後、引き続き担当部署とも協議し、計画を進めていく。
- 竹見委員 2 つ複数案における北側の高さは同じなのか。
- 事業者 A 両案とも同じようなボリュームとなる。
- 笠原会長 プロポーザルの性質上、位置・構造等からの複数案は設定できないのは理解するが、配慮書手続では、複数案の検討とともに、事業を実施した際の工事中や供用後における周囲の影響について配慮することが目的である。配慮書案 P73 の関連表で日照障害、電波障害、風害、地下水に影響があるとされているにもかかわらず、配慮について記載がない。再検討いただきたい。
- 事業者 A 再検討する。
- 大久保委員 ホテル南側の植松公園も今回の事業に含まれているのか。

- 事業者 A 公園整備も含めた事業で計画している。
- 大久保委員 配慮書案では、公園をどのように整備するかが触れられていないが。
- 事業者 A 公園の整備方針については、公園担当課主催で地域の方が参画するワークショップを行い、検討を進めているため、配慮書案には記載していない。
- 大久保委員 公園整備も事業の一部であれば、公園整備の複数案も検討するのが理想である。屋内運動場や自治会館の運営は別になるのか。
- 事業者 A 運営は自治連合会が実施し、施設整備を当社が実施することを想定している。
- 越後委員 地下水を使用する可能性はないのか。
- 事業者 A 利用することも検討している。
- 越後委員 地下水を利用する可能性があるのであれば、配慮事項に加えるべきと考える。
- 上田委員 事業の全体像が分かりにくい。配慮書案 P14 及び P15 に地域住民が利用する施設について記載があるが、施設の位置を明確にした方が良いと考える。
- 笠原会長 イメージ図や立面図だと広々として見えるが、実際には周りの道路は狭い。西側の住宅からみると、校庭があったところに 15m の建物ができると、圧迫感を感じるだろう。誤解を与えることのないイメージ図を出していただきたい。
- 事業者 A 通り景観については担当部署とも協議しており、検討したい。
- 大久保委員 P73 の地下水について、工事及び供用時に項目を追加すべきではないか。公園整備も事業に含まれるのであれば、動物・植物の項目も含めて、生態系への影響も考えられる。整理すべきである。
- 事業者 A 生態系への影響なども含め、整理する。
- 建山委員 配慮書案に対する意見書の扱いについてはいかがか。
- 事業者 A 今後、見解書をお示しする。

< 事業者A退室 >

- 笠原会長 それでは、議題2「西京区総合庁舎整備事業に係る配慮書案」の審議に移る。京都市文化市民局地域自治推進室（以下「事業者B」という。）には、配慮書案についての説明をお願いします。

< 配慮書案に基づき説明 >

- 上田委員 二期工事後の来庁者用の駐車場はどう確保されるのか。
- 事業者 B 区役所周辺に行政施設が集約していることを踏まえて検討していく。
- 大久保委員 二期工事後、現在の区役所はどうするのか。区役所跡地に駐車場ができるのか。
- 事業者 B 二期工事後の現在の区役所の活用については、決まっていない。UR住宅と合築であるため、URと協議のうえ、決定していく。

- 大久保委員 それによって車による騒音等の影響は変わってくる。
公共交通機関の利用を前提とするということか。
- 事業者 B できる限り公共交通の利用を促すが、アクセスの利便性の観点から、一定数の駐車場は確保する必要があると考える。
- 大久保委員 令和 20 年時点では、温暖化の目標は非常に高い時期であるがどう整合するのか。
- 事業者 B 二期工事前には、社会情勢を十分に踏まえて、必要に応じて再検討したいと考える。
- 大久保委員 温室効果ガス削減目標については、現行の京都市地球温暖化対策計画においても、2030 年度までに 1990 年度比 40%削減を掲げており、その点は考慮していただきたい。
- 建山委員 周辺の歩道が狭いため、安全面から、歩道の整備も含めて検討いただきたい。
- 塩見委員 一期から二期までかなり時期が離れているが、二期で改めて配慮書手続を実施するわけではないのか。
- 事業者 B 必要に応じて対応は必要であると考えますが、二期までを一つの事業と考えている。
- 事務局 一期二期合わせて一つの事業であると認識している。事業が長期にわたるため、例えば、本市地球温暖化対策計画の改定を踏まえるなど、長期的な視点で配慮を求めること等の意見を述べてはいかがかと考える。
- 笠原会長 日照障害はないと説明があったが、配慮書案 P75 には「日照を障害する可能性がある」と記載されている。どういうことか。
- 事業者 B 影はできるが、日照規制はクリアしているという意味である。
- 笠原会長 土壌について、配慮書案 P75 には「土壌汚染の要因となるものを使用した可能性は低い」とあるが、P93 に配慮事項として記載しているのはどういう意図か。
- 事業者 B ヒアリングでは履歴はなかったが、手続をしっかりとし、検討するということである。
- 竹見委員 室外機の台数及び設置場所は設計上の制約があるのか。
- 事業者 B この形状だとこのような配置となる。
- 竹見委員 発生源のパワーレベルの差はどこから生じるのか。
- 事業者 B 分散配置と集中配置の差から生じる。
- 東野委員 現在の保健センター別館はどうするのか。
- 事業者 B 市営住宅と合築になっており、一期工事後の活用については未定である。
- 東野委員 配慮書案 P26 の二酸化炭素は二酸化窒素の誤りではないか。
- 事業者 B 修正する。
- 16:00 終了